

只見町乳児全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、生後4箇月までの乳児のいるすべての家庭に対して、保健師、助産師、看護師等（以下「訪問従事者」という。）による家庭訪問を実施し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、支援の必要な家庭に対しては適切な助言及びサービス提供に結びつける事業（以下「事業」という。）を実施することにより、母性及び乳児の健康の保持増進を図り、もって母子保健の向上に寄与することを目的とする。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は、只見町とする。

（対象家庭）

第3条 事業の対象は、町内に住所を有し、生後4箇月までの乳児がいるすべての家庭（以下「対象家庭」という。）とする。

（訪問指導の内容）

第4条 訪問従事者は、対象家庭に対し、次に掲げる指導等（以下「訪問指導」という。）を行う。

- （1） 育児に関する不安及び悩みに関する相談
- （2） 子育て支援に関する情報提供
- （3） 支援の必要な対象家庭に対し提供するサービスの検討及び関係機関との連絡調整

（訪問指導の時期及び回数）

第5条 訪問指導は、対象家庭の乳児が生後4箇月を迎える日までの間に1回行う。ただし、生後4箇月を迎える日までの間に、健康診査、保健指導等により、親子の状況が確認でき、かつ、対象家庭の都合等により、生後4箇月を経過して訪問せざるを得ない場合は、この限りではない。

（訪問従事者の遵守事項）

第6条 訪問従事者は次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 訪問指導を行うときは、町の発行する身分証明書を携行すること。
- （2） 対象家庭において、事故が発生したときは、その状況を速やかに町長へ報告すること。
- （3） 対象家庭の家族の身上その他の職務上知り得た個人に関する情報を、他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報告等)

第7条 訪問従事者は、対象家庭を訪問指導した後、こんにちは赤ちゃん事業訪問指導票（様式第1号）及びこんにちは赤ちゃん事業訪問指導報告書（様式第2号）を作成し、速やかに町長に報告するものとする。

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

こんにちは赤ちゃん事業訪問指導票

訪問実施日

年

月

日

氏名		生年月日	年 月 日	第何子	
住所	只見町大字	保 護 者	父 (歳)	T E L	自宅 携帯
		氏 名	母 (歳)		
育 児 状 況 等 確 認 事 項					
1 お母さんからみて赤ちゃんの発育は順調ですか？ はい／いいえ 2 赤ちゃんのおっぱいやミルクの飲みはいかがですか？ はい／いいえ 3 お母さんの体調はいかがですか？ 良い／ふつう／悪い () 4 育児をしている中での気持ちを聞かせてください。 楽しい／かわいい／疲れる／イライラする 不安がある／つらい／他 () 5 家事や育児を手伝ってくれる人はいますか？ いいえ／はい（夫・母・友人・他) 6 身近に相談できる人はいますか？ いいえ／はい（夫・母・友人・他) 7 只見町の新生児訪問受けなかった理由は何ですか？（複数回答可） 里帰り／発育順調／子育て経験がある／子どもの病気 仕事／他 () 8 今までの乳児健診を受けましたか？ 1 箇月／2 箇月／3 箇月 9 心配なことや相談したいことはありますか？ いいえ はい（病気・乳の飲み具合・泣く・予防接種・発育発達・他）					
					個別支援
					該当・非該当

様式第2号（第7条関係）

こんにちは赤ちゃん事業訪問指導報告書

年 月分

訪問従事者：

訪 問 年 月 日	住 所	氏 名	生 年 月 日	月 齢	備 考
年 月 日			年 月 日	箇月 日	
年 月 日			年 月 日	箇月 日	
年 月 日			年 月 日	箇月 日	
年 月 日			年 月 日	箇月 日	
年 月 日			年 月 日	箇月 日	
年 月 日			年 月 日	箇月 日	
年 月 日			年 月 日	箇月 日	
年 月 日			年 月 日	箇月 日	
計	総訪問件数	訪 問 内 訳			
	件	2 箇月～3 箇月未満	件		
	訪 問 日 数	3 箇月～4 箇月未満	件		
	日	4 箇月以上	件		